第２９回農業委員会総会議事録

１．開催日及び場所

（１）開催期日　　令和８年４月２１日（火）

（２）開会時刻　　９時００分

（３）閉会時刻　　１０時４５分

（４）開催場所　　津和野町役場本庁舎　第５・第６会議室

２．出席状況

（１）出席委員

〇農業委員

１番委員　吉田　茂	２番委員　森元　健一	４番委員　三家本雅夫
５番委員　有田　和将	６番委員　岩本　学	７番委員　齋藤　泰彦
８番委員　前田　生敏	９番委員　青木　暢大	１０番委員　田中　聖司
１１番委員　林　靖登		

〇農地利用最適化推進委員

1-1 番委員　村上　嚴雄	1-2 番委員　藤井　隆一	1-3 番委員　石橋　康邦
1-4 番委員　橘　明子	1-5 番委員　御手洗　剛	1-6 番委員　橋本　六雄
1-7 番委員　木村　大輔	1-8 番委員　増成　孔也	1-9 番委員　齋藤　ミサ子
1-10 番委員　山田　喜治		

（２）欠席委員

３番委員　永田　京子

（３）遅刻委員

（４）その他出席者

（議事に参与した者の職氏名）

農業委員会事務局長　　山下　泰三

農業委員会事務局　　村上　宏志

しまね農業振興公社　　－

３．提出議案内容

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の承認について

申請番号 7-603 号、7-611 号、7-615 号、7-620 号、7-648 号

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について

申請番号 7-651 号、7-652 号

議案第３号　非農地証明願の承認について

申請番号 7-610 号

報告第１号　農用地利用集積等促進計画について

４．議事進行及び顛末

事務局長	本日はお忙しいなかお集まりいただきありがとうございます。只今から第２９回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。私事ではございますが、この４月から農林課長を拝命いたしました安村と申します。よろしくお願いいたします。それでは、林会長のあいさつをお願いいたします。
会長	改めましてみなさんおはようございます。先般行われた町議会議員選挙では農業関係者の方が多数当選され、これからの農林行政にもご理解いただけるのではと期待しております。春作業が始まり、今は忙しい盛りだとは思いますが、今日もかなり暑くなっています。私もハウスを出たり入ったりしていますが、ハウスの中はすぐに 30 度を超えます。熱中症には十分注意して作業をしてください。それでは議事に移ります。
事務局長	それでは、総会成立宣言ですが、本日は、永田農業委員さんが欠席です。農業委員 11 名中 10 名の農業委員さんが参加されており委員数の過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立していますことを宣言いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。
会長	議事録署名者を指名します。5 番有田委員さん、8 番前田委員さんお願いします。 議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について
会長	議案第１号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-603 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第１号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番 7-603 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の増成推進委員さんお願いします。
増成推進委員	12 日に●●さんと現地を確認しました。現地は梅畑ですけど以前より●●さんのほうで管理をしていた土地です。周りの農地も全て●●さんが耕作する農地ですから特に影響はないと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 7-603 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-603 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の承認に

	ついて」申請番号 7-603 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-611 号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番 7-611 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の木村推進委員さんお願いします。
木村推進委員	現況調査の報告をします。4 月 13 日午後 2 時 20 分より●●さんと現地調査を行っています。筆は 3 つありますが、39 番 1 は現在、ここ数年自治会において菖蒲を植えて管理をしている状況です。今後どうするかについては、現在、商人で榊の栽培に今取り組んでいるので、こちらでも榊の栽培に取り組みたいとのことでした。90 番 1 と 91 番は多面的機能支払いの取り組みでコスモス等をここ数年植栽していましたが、こちらも榊を栽培したいということでした。周辺の農地は●●さんの父が水稲を栽培していますが影響はないと思われます。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 7-611 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-611 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-611 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-615 号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番 7-615 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の御手洗推進委員さんお願いします。
御手洗推進委員	それでは報告いたします。3 月 28 日午後 2 時から●●さん立会いのもと現地を確認しました。事務局から詳しい説明がありましたように、所有者は益田市に在住で数年前から耕作をしていない状況であります。今後も農業以外の仕事をしていますので耕作の意向はなく、近隣の土地所有者の●●さんに譲渡するものであります。現在も譲受人の●●さんのほうで管理をされている状況です。今後の計画についても説明にありましたように町倒しをし、効率的な経営をしていこうというものであります。また、周辺地域との調整ですが、周辺は●●さんの農地でありますので影響はないと考えられます。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 7-615 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-615 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-615 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-620 号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番 7-620 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の齋藤推進委員さんお願いします。
齋藤推進委員	それでは報告いたします。4 月 10 日 13 時より●●さんと現地確認を行いました。場所は宝泉寺の近くになります。●●さんが岡山から帰られたときにここはどうにかならないかと言われて、それなら私が作りましょうということで、現地を見てみると野菜と花が少し植えてありました。その野菜や花は青空市場に少しではあるが出荷するといわれていました。周辺も今、事務局さんが言われたように大方●●さんの土地ですので影響はないと思っています。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 7-620 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-620 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-620 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-648 号について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番 7-648 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	これは私が担当地区委員なので報告いたします。
会長	4 月 14 日に●●さんと現地を確認しました。これまで、ずっと●●さんの土地かと思っていましたが今回の申請で初めて違ったと知った状況です。写真にありますように、畑の中はきれいに管理されています。梅の木が数本立っている状況です。耕運機も所有されていますし、これからも耕起や草刈りはきちんとするということです。この周辺は作業小屋と●●さんの自宅、あとは町道が周辺を囲っていますので周辺農地への影響はありません。以上です。

会長	それでは、申請番号 7-648 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
木村推進委員	3 条の貸借は自動更新されるとありますが、当事者が亡くなった場合はどうなりますか。
事務局	基本的に、権利関係については法定相続人が相続することになります。基本的には更新が望ましいですが、そのまま継続のケースもあります。
木村推進委員	農業委員からお知らせとかはするのですか。
事務局	先ほども説明しましたように、3 条申請は本人からの解除申請がない限りは自動更新となりますので、当事者が亡くなった際に連絡等もしていないのが現状です。利用権設定が切れる際は期限切れのお知らせはしています。
会長	そのほか質問はありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-648 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-648 号は原案通り承認されました。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」
会長	続いて、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-651 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-651 号と 7-652 号については関連していますので一括して説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の森元推進委員さんお願いします。
森元	それでは報告いたします。4 月 17 日午後に譲受人である●●●●の担当者である●●●さんと現地で会いました。最初の現地は日原駅から県道を益田方面に 700m位進んで枕瀬橋手前を右折した右側の休耕田になります。現地は何年も耕作しておらず、草刈等が実施されています。後継者がいないので将来的には草刈り管理もできない状況になるため申請に及んだと思われます。周辺地域への影響ですが、パネル設置後は防草シートを敷設するそうで、周辺への影響はなさそうです。話を聞きますと、以前は何もしないで年に数回草刈りをしていたそうですが、経費が掛かるため、防草シートを敷設するようになったそうです。もう一ヶ所もこの後に確認

	をしましたが、現地は、枕瀬橋を渡り、左折し、津和野川沿いの町道を下った右側の休耕田になります。3 年前位までは耕作をしていましたが、高齢により耕作できない状況になっており、後継者もいないため、今回の申請に至ったというところです。現地については、先程と同様にパネル設置後は防草シートを敷設するそうです。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 7-651 号と 7-652 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-651 号、7-652 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第５条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-651 号と 7-652 号は原案通り承認されました。 議案第 3 号「非農地証明願の承認について」
会長	続いて、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 7-610 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 7-610 号の説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の木村推進委員さんお願いします。
木村推進委員	それでは現況報告いたします。4 月 13 日午後 2 時より申請者ではなく、●●さんと現地を確認しました。非農地後は最終的に●●さんに譲渡されるため●●さんが立会されています。2 年前に名賀地区については非農地判断をしましたが、ここについては、道路沿いということもあり残していました。灌木までは生えていませんが萱が生茂っており、圃場整備はしていない土地で、棚田のような形状で段々となっており、農機で農地に戻すのは難しいと思われます。30 番と 32 番は●●さんの家の近くですが湿地帯ですのでこちらも無理だと思われます。111 番 1 は狭小な県道改良の残地であると思われます。周辺地域との関係ですが、集落の防獣ネットの外側にあり、非農地となっても影響はないと思われます。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 7-610 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-610 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手

会長	全員挙手です。議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 7-610 号は原案通り承認されました。
会長	それでは報告事項に移ります。報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画の公告について」事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画の公告について」説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	それでは、質疑のある方はお願いします。
委員	無し
会長	本日提案された議案は以上でございます。